

3 新需給調整システム定着交付金助成事業

(1) 総括表

用途の区分及び用途の名称	作目等区分	員 数	単 価	金 額 (円)	備 考
1 大幅な超過達成に関する用途	該当なし				
2 地域振興作物の振興に関する用途	アスパラガス	2.2ha	5,500円 / 10a	121,000	2.2ha × 5,500円 / 10a
3 その他意欲的な生産調整に関する用途					
	合 計	2.2ha		121,000	

(2) 用途ごとの内容

用途の名称	地域振興作物に対する用途 「アスパラガスの作付けに対する助成」
作物等区分	アスパラガス
具体的内容	アスパラガスを助成対象水田に作付けた農業者等に対し、作付面積に応じて定額助成を行う。
効 果	地域水田農業ビジョンで当地域の振興作物として位置付けたアスパラガスについて、水田を活用した生産振興が図られる。
助成要件	<p>助成金交付対象者の要件 「長野県水田農業推進協議会平成19年度水田農業構造改革交付金実施方針」（以下「県実施方針」という。）の4の（1）のアの（カ）の要件を満たす者</p> <p>助成対象水田等の要件 水田農業構造改革対策実施要綱別紙 1 第5に規定される助成の対象と成り得る水田等であって、当該年度においてアスパラガスを通常の栽培方法により作付けている水田であり、本年度、水稻が作付けされていない水田。</p> <p>対象作物の要件 通常の栽培方法で栽培されているアスパラガス。</p> <p>他の地域協議会の区域で耕作している者の取扱い 他の地域協議会の区域で耕作している者からの申請があった場合は、当該地域協議会と確認の方法等について調整を行うものとする。 ただし、確認ができない場合は当該水田を助成の対象から除外する。</p>

<p>確認方法</p>	<p>助成の要件を満たしていること等の確認は、地域協議会が以下により行うものとする。</p> <p>助成金交付対象者であることの確認 県実施方針の4の(1)のアの(キ)及び(ク)に定める方法で確認する。</p> <p>助成対象水田であることの確認 水田台帳、過去の生産調整実績、水稻共済細目書等により、県実施方針の4の(1)のアの(オ)に定める方法で確認する。 水稻が作付けられていないことは、米の数量調整実施要綱に基づいて水稻作付けを確認された圃場に該当しないことをもって確認する。</p> <p>作付面積の確認 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等により確認する。</p> <p>対象作物として通常の栽培方法で栽培されていることの確認 収穫期近くの現地見回りにより確認する。</p>
<p>助成水準 (助成額の算定方法)</p>	<p>助成金は作付面積当たりに交付し、助成単価(10a当たり)は総括表記載の単価とする。 なお、県実施方針による単価調整が行われる場合には、同様の単価調整を行う。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>県実施方針記載の単価の調整方法により助成単価の調整を行う。</p>